

菊池市環境基本条例施行規則（平成 20 年規則第 15 号）

改正 平成 24 年規則第 9 号

(注) 平成 22 年 1 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、菊池市環境基本条例(平成 20 年条例第 4 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(地球環境の保全行動計画の遵守)

第 2 条 市民及び事業者等は、地球環境の保全に貢献するため市の施策に協力するとともに、条例第 8 条第 1 項の規定により策定した環境基本計画に基づき、地球温暖化の防止等に配慮した行動をしなければならない。

2 市は、条例第 7 条第 4 号に掲げる基本方針に基づき、地球環境の保全を図るための施策を積極的に推進するとともに、菊池市地球温暖化対策実行計画を遵守しなければならない。

(定義)

第 3 条 この規則で使用する用語の意義は、条例の例によるほか当該各号に定めるところによる。

(1) 廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)施行令第 5 条及び第 7 条に規定する廃棄物処理施設及びその他廃棄物(一般廃棄物及び産業廃棄物)を処理する施設(中間処理施設を含む。)をいう。

(2) 各種事業 廃棄物処理施設用地及び畜舎用地、その他の用地等の造成、土石の採取、鉱物の採掘、その他土地の用途の変更、建築物の建設をいう。

(3) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいう。

(開発行為)

第 4 条 条例第 11 条第 1 項に規定する開発行為は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 廃棄物処理施設を設置しようとする事業(敷地の造成を含む。)

(2) 1,000m<sup>2</sup> 以上の土地の用途の変更となる事業

(3) 風致景観の損壊又は環境に影響を及ぼすおそれのある 1,000m<sup>2</sup> 以上の建築物を設置する事業

(4) 山林、原野の木竹伐採等により自然環境を著しく変化させ、又はそのおそれのある各種事業

(5) 営利を目的とする土石、砂利等の採取及び土砂捨場となる事業

(6) その他市長が特に必要と認める事業

(事業計画の事前協議)

第 5 条 開発事業者は、あらかじめ事業計画の内容、施工方法等について事前協議書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認める書類については、これを省略することができる。

(1) 付近見取図

(2) 計画予定地周辺の現況図

(3) 関係図面

(4) 位置図

(5) 登記簿謄本(写)

- (6) 字図(写)
  - (7) 環境への配慮の方策(様式第2号)
  - (8) 事業計画説明会報告書(様式第3号)
  - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定は、事業計画を変更する場合について準用する。
- 3 前2項による協議は、原則として土地の所有者その他の使用収益を目的とする権利の設定又は取得に係る契約の締結前に行うものとする。
- (事業計画の審査)
- 第6条 市長は、前条第1項の事前協議書の提出があったときは、現地調査を含めその協議に係る事業計画を審査するものとする。
- 2 市長は、事業計画の内容が市の施策に適合しないと認めたときは、開発事業者に対し意見書を付して指導することができる。
- 3 市長は、前項における指導を行った後、当該事業計画が環境の保全上なお協議の必要があると判断した場合は、菊池市環境審議会(以下「審議会」という。)に審査を諮問することができるものとする。
- 4 前項の審査の方法については、審議会で定める。
- (開発事業者に対する措置)
- 第7条 市長は、開発事業者に対し、前条第2項の指導及び第3項の審議会の諮問の結果を受けて指導を行った場合、その経過について文書による報告を求め、必要な措置を講ずることができるものとする。
- (開発事業者の責務)
- 第8条 開発事業者は、必要に応じて関係住民等と環境の保全等に関する協定等(以下「協定等」という。)を締結するよう努めなければならない。
- 2 開発事業者は、前項の協定等を締結した場合、その記録を市長に提出しなければならない。
- 3 開発事業者は、当該開発行為に対する関係住民等の意見の申出があったときは、当該意見を尊重し、将来紛争が生じないよう配慮しなければならない。
- 4 開発事業者は、第10条の規定による事前協議終了通知書を受けた後でなければ当該開発行為を開始してはならない。
- (関係住民等の対応)
- 第9条 関係住民等は、開発事業者から事業計画の説明及び環境への配慮の方策の申出があった場合、その申出の手続き等が円滑かつ適切に行われるよう対応に努めなければならない。
- (終了通知書)
- 第10条 条例第15条第2項で定める事前協議終了通知書は、様式第4号のとおりとする。
- (事業の完了届等)
- 第11条 開発事業者は、事業を完了し、休止し、廃止し、又は再開したときは、速やかに事業(完了・休止・廃止・再開)届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する届出があった場合、事業の確認を行ったうえで、環境の保全上必要があると認めるときは、その届出に係る事項について必要な措置を講すべきことを指導することができる。
- 3 承継者は、各種事業の施行及び管理する権限等を承継しようとするときは、事業承継届(様式第6号)

を市長に提出しなければならない。

(報告及び調査)

第 12 条 市長は、条例第 16 条第 1 項の規定による勧告を受けた者に対し、実施状況等必要な報告を求め、又は当該職員に施設等への立入調査を行わせることができる。

(勧告及び公表)

第 13 条 条例第 16 条第 1 項の規定による勧告は、様式第 7 号により勧告する。

2 公表は、菊池市公告式条例(平成 17 年条例第 4 号)第 2 条第 2 項に定める菊池市掲示場に掲示するほか、その他適當と認められる方法により行うものとする。

3 公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業主の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 勧告の内容
- (3) その他必要な事項

4 公表の期間は、その都度定める。

5 条例第 16 条第 2 項の規定による公表は、様式第 8 号により公表する。

(適用除外)

第 14 条 次に掲げる事業については、第 5 条の規定は、適用しないものとする。

- (1) 災害等のための応急措置として行う事業
- (2) 国又は地方公共団体が行う事業
- (3) その他市長が必要ないと認める事業

(府内体制)

第 15 条 市長は、環境の保全等に関する総合的な施策を策定後、その見直し等の必要性が生じた場合、全庁的かつ横断的組織の構築に向けた府内体制の確立に努めるものとする。

2 前項の府内体制は、市長が各施策の進行管理上、整備等見直しの必要があると判断したときに、府内において所管部署間で協議し確立を図っていくものとする。

(審議会の組織等)

第 16 条 条例第 17 条第 1 項の規定により設置する審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体の代表者
- (4) その他市長が適當と認める者

3 審議会の委員の中に会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

(委員の任期)

第 17 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 18 条 審議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第 19 条 会長は、必要があると認めるときは、議事に關係ある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 20 条 審議会の庶務は、市民環境部環境課において処理する。

(審議会の運営)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第 22 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(菊池市環境保全に関する指導要綱の廃止)

2 菊池市環境保全に関する指導要綱(平成 19 年告示第 14 号)は、廃止する。

附 則(平成 24 年規則第 9 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。